

令和 3 年度決算に係る
定期監査資料

令和 4 年 6 月

中部県税事務所

目 次

1	前年度指摘事項等に対する措置等	1 頁
	(1) 指摘事項	
	(2) 監査意見	
2	前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項に対する処理状況	1 頁
3	職員の定員、現員調べ	1 頁
4	役付職員の調べ	1 頁
5	主な事業に関する調べ	2 頁
6	現金の取扱状況	6 頁
	(1) 現金取扱状況	
	(2) つり銭の状況	
7	財産に関する調べ	6 頁
	(1) 公有財産	
	(2) 金券類の保有状況	
8	財産の貸付け及び使用許可調べ	6 頁
9	借受不動産明細調べ	6 頁
10	職員駐車場の管理状況調べ	6 頁
11	寄附物件の受納状況調べ	6 頁
12	備品の処分状況調べ	6 頁
15	収入未済額調べ	7 頁
	(1) 県税未収金	
	(2) - 1 税外収入未済額 (県税関係)	
	(2) - 2 税外収入未済額 (県税関係以外)	
16	未収金回収促進のための取組状況	9 頁
	(1) 県税関係	
	(2) 税外収入関係	
17	不納欠損処分調べ	11 頁
17-2	延滞金の処理	13 頁
○	意見、要望等	14 頁

1 前年度指摘事項等に対する措置等

- (1) 指摘事項
該当なし
- (2) 監査意見
該当なし

2 前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項（口頭指摘を含む。）に対する処理状況
該当なし

3 職員の定員、現員調べ

（令和4年4月1日現在）

種別 区分	事務職員		技術職員		現業職員		計		備考
	当該年度	3.4.1現在	当該年度	3.4.1現在	当該年度	3.4.1現在	当該年度	3.4.1現在	
定員	17	18					17	18	
現員	(1) 18	() 19	()	()	()	()	(1) 18	() 19	R3. 8. 17～R4. 6. 20 育児休業
過不足(△)	1	1					1	1	
臨時的 任用職員	0	0					0	0	
会計年度 任用職員	5	4					5	4	一般事務5

4 役付職員の調べ

（令和4年6月1日現在）

職名	氏名	在職期間		備考
		年	月	
所長	安井 啓介	1	2	
副所長 兼収税課長	佐々木 利子	1	2	出納員
課税課長	中本 伊知郎	2	2	
収税課課長補佐	平田 博美	0	2	
収税課課長補佐	町 鉄男	2	2	
課税課課長補佐	(兼) 櫻井 正嗣	0	2	東部県税事務所 西部県税事務所

5 主な事業に関する調べ

(単位：千円)

事業名	決算(見込)額	財 源 内 訳			
		国庫支出金	起 債	そ の 他	一般財源
県税収入の確保	—				
将来ビジョン	—				
令和新時代創生戦略	—				
政策項目	—				

(概要)

ア 目的及び事業の実施状況

(ア) 目的

厳しい財政状況が続く中、県税は貴重な自主財源であることから、適正かつ公平な税負担の実現及び納税者に対する説明責任を果たすことに努め、県民の信頼と協力のもと、県税収入を最大限確保すること。

(イ) 事業の実施状況

- ① 早期に滞納整理を開始することにより時機を失することなく滞納者の実態を把握し、適切な納税指導を行うとともに、善良な納税者の納税意欲を阻害することのないよう、納税資力があるにもかかわらず納税意思が希薄であると認められる滞納者については、地方税法等の関係法令に基づき厳正な滞納処分を執行し税収確保に努めており、特に、滞納繰越者に対しては、年度当初に徹底した財産調査を行った上で徴収方針を決定し、年度内完結を目指している。
一方、生活困窮など真に納税が困難である者については、地方税法に定める徴収緩和措置等を適用しながら滞納額の圧縮を図るとともに、必要に応じて生活保護の窓口等を案内するなど、関係部署との連携にも努めている。
なお、預金の差押等にあたっては、滞納整理事務手続マニュアル(平成21年4月税務課作成)の取扱いに基づき適正な執行に努めている。
- ② 分納を希望する滞納者に対しては、新型コロナウイルスの感染予防対策のため来所を求めることが困難となったため、電話で収入支出の現状を聴取し、分納の可否を判断することとなったが、分納誓約の際には分納が特例的な扱いであることを認識させるとともに、誓約どおりに納付計画を履行する必要があること、並びに本来税金は期限内納付すべきものであることの意識の醸成に努めている。
- ③ 市町及び鳥取中部ふるさと広域連合等の関係団体と緊密な連携の下、滞納者の情報共有や滞納整理を効率的に進めている。
- ④ 適正・公平な課税を確保するために、各種調査を実施した。

区 分	調査件数(前年度)	内 容
不申告法人・休廃業法人調査	23(41)	不申告法人・休廃業法人実態調査
自主決定法人調査	3(7)	農業生産組合法人等自主決定法人の所得金額計算書等書面調査
未登録法人調査【新規調査】	—	求人情報等の調査を年2回実施。
不動産取得税家屋評価調査	194(210)	非木造家屋の新築家屋等現地調査
免税軽油使用者調査	15(24)	免税軽油や使用者証等の管理状況、未登録機械の確認等の現地調査
産廃税特別徴収義務者調査	4(3)	処分場への搬入数量等の現地又は書面調査

※上記以外に、税務署や法務局等において関係書類の閲覧等による調査を定期的実施。

イ 令和3年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点

- ・新たな取組として、未登録法人(県外企業の現地事務所で未届のもの等)を捕捉するため、食品営業許可やハローワーク等求人情報等からの情報収集、市町の法人登録情報との突合等の調査を実施した。
- ・新型コロナの感染防止のため以下の取り組みを行った。
 - ・現地調査を控え書面による調査を基本とした。(自主決定法人調査及び産廃税特別徴収義務者調査。)
 - ・現地調査を行う場合にあっては、調査前の職員の健康管理の徹底、マスクの着用はもちろん、消毒スプレーの携帯、屋内で調査についてはフェイスガードの着用を行った。

- ・緊急性の高くない調査については、調査対象を絞り現地調査数を減らした。
- ・差押予告状発付後に、再度各種予告書を発付し納税を促した後、差押へ移行することとし、新型コロナウイルスの影響で納税の困難な状況が拡大している滞納者に自主納税を強く勧奨した。（自動車税）

ウ 成果及び効果

- ・自動車税の納期内納付の状況（台数、金額、納期内納付率）
 - 令和3年度 31,251台 1,053,494千円 90.93%
 - 令和2年度 31,279台 1,087,615千円 88.10%
- ・差押えの執行状況（件数、税額）
 - 令和3年度 56件 3,690,909円 令和2年度 52件 6,271,399円
- ・不申告法人の解消については、積極的な取組により、不申告法人の未処理数を44%（12件）減少させた。（令和2年度末：27件⇒令和3年度末：15件）
- ・今年度から実施した未登録法人調査においては3法人を捕捉。登録、申告に結びつけた。
- ・その他各種調査を通じ、個人事業税や法人県民税等の賦課決定及び登録情報管理、不動産取得税の賦課決定や非木造家屋の家屋評価を行うとともに、不申告法人等の解消（64件）や農事組合生産法人の申告内容の指導（3件）、未登録機械による免税軽油不適切使用による申告納付憑（1件）や指導を行い、適正・公平な課税に結びつけた。

令和3年度調定額及び収入済額概要(令和4年5月31日現在 単位：百万円、%)

税目	調定額	前年比	収入済額	徴収率	
				今年度	前年度
個人県民税	2,522	99.1	2,493	98.9	98.9
自動車税	1,160	99.7	1,158	99.9	99.9
法人二税	1,412	139.8	1,405	99.5	99.3
不動産取得税	103	83.1	101	97.7	98.0
その他 個人事業税 産廃税 狩猟税 鋳区税	98	110.1	98	99.3	98.2
合計	5,295	107.4	5,255	99.2	99.3

エ 課題

- ・中部県税事務所において、未納額全体に対する個人県民税の占める割合（R2決算で69.3%、R3決算で71.4%）は、調定額全体に占める割合（同51.6%、47.6%）よりも明らかに高い状態となっている。さらなる個人県民税の徴収率向上のためにも、各市町や鳥取中部ふるさと広域連合（中部の市町で構成する広域連合で、市町税の滞納繰越分の徴収を行う組織）との連携を深め、協力して滞納整理を進めていく必要がある。
- ・新型コロナウイルス感染拡大を受けて、幅広い分野において大きな影響が出ている状況である。現行の徴収猶予制度の適用が可能であることから、事業者等の状況に応じて迅速、柔軟及び適切な対応を行うことが必要である。
- ・既存調査の見直しを行い効果的、効率的な調査方法に改善するとともに、適正課税及び県税収入の確保に資する新たな調査の導入を行う必要がある。
- ・職員数が減少しベテラン職員も減少する中で、徴収スキル及び調査技術の継承が課題である。

(単位：千円)

事業名	決算(見込)額	財源内訳		
		国庫支出金	一般財源	その他
家屋評価業務の一部集約	—			
将来ビジョン	—			
令和新時代創生戦略	—			
政策項目	—			

(概要)

ア 目的及び事業の実施状況

(ア) 目的

県が行う非木造家屋の評価業務については、各県税事務所の不動産取得税担当職員が圏域単位で行っているが、業務内容は専門性・技術性が求められ、人材育成に時間を要する。また、圏域ごとで異なった評価方法にならないようデータベースや担当者会議等で情報共有を行っているが、建築資材や設備の取り方等、細かな取扱いで異なる事例もあり、評価方法の平準化が課題となっていた。

令和2年度より、不動産取得税担当係長3名を東・西部の兼務職員として、東・西部圏域の評価業務を主として行いながら、初任者の人材育成を行うとともに、各圏域の評価方法の摺合わせや平準化に向けた検討を行うなど、業務の一部集約による効率的な評価業務を行うことを目的とした職員配置を行っている。

また、中部県税事務所が行う東・西県税管内の評価件数を調整することで、各県税の評価業務の業務量の平準化を図ることを目的としている。

(イ) 事業の実施状況

《評価実績(令和3年建築分)》

	管内全体 評価対象件数 (A)	うち中部配置職員 評価対象件数 (B)	担当割合 (B)/(A)	調査件数 (C)	評価件数 (D)
東 部	76 件	29 件	38.1%	29 件	29 件
西 部	116 件	42 件	36.2%	42 件	42 件

《人材育成》

○評価業務未経験者への研修実施(4月～5月)

- ・地方税法関係及び家屋評価関係(初任者研修資料活用)
- ・簡易な非木造家屋の手計算・家屋評価システム入力方法研修
- ・中・大規模物件の見積計算方法の研修(過去の評価計算資料活用)
- ・現地調査研修(評価業務経験者との同行調査)

○年度を通じた評価業務の指導やフォロー

- ・現地調査での計測箇所や確認事項の指導、計算方法の指導や書類チェック
- ・大規模家屋等、初任者に難しい案件は評価業務経験のある係長が協力して評価

《評価方法の平準化》

○中部配置の東・西部兼務係長2名と中部担当係長が適宜、評価方法の摺合わせや平準化のための検討を行うとともに、東・西部兼務係長が東・西部職員との調整を図りながら取りまとめを行った。

《業務量の平準化》

○11月末を基準に各県税事務所の今年度に評価が必要な家屋件数を把握し、各事務所の家屋評価件数の調整を実施した。

イ 令和3年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点

- 体系的な人材育成を実現できるよう「家屋評価人材育成計画」を策定した。
- 年度中途に、各県税の要家屋評価件数に応じて、中部県税事務所の評価担当係長の各県税への関与度を調整し、各県税事務所の評価担当の業務量の調整を図った。

ウ 成果及び効果

- 評価業務経験者が初任者へ計画的に研修や指導を行うことで、比較的大きな家屋の評価が早い段階で行えるようになるなど、効率的に人材育成を行うことができた。
- 建築件数の多い西部県税管内の物件を中心に、年度中途より中部県税事務所が評価を行うことで、多少なりとも全県での評価業務量の調整を図ることができた。

エ 課 題

- 人材育成については一定の成果は得られているものの、令和4年度より家屋評価担当職員が全県で3名減となり、それを補うために、更に短期間での人材育成が必要となる。
- 全県を通じて家屋評価業務に偏りが出ないように11月末に調整を行ったが、調整時期が遅く十分に調整を行うことができなかった。調整時期を早める等の改善を行う必要がある。
- 令和4年度から各所それぞれ正職員1名の定員減となることから、効率化のため中部へ課税事務の一部集約を行うこととしているが、職員1人当たりの業務増は逃れられない。評価業務への影響及び人材育成の停滞を招かぬよう、評価業務においても、評価の外部委託や会計年度職員の活用を図る必要がある。

6 現金の取扱状況

(1) 現金取扱状況

(令和4年5月31日現在)

収入科目(節)	収入済額(円)	件数(件)	備 考
県税	39,102,526	1,090	県税収入(延滞金、加算金を含む)
手数料	7,800	20	納税証明書交付手数料
諸収入	1,274	26	コピー代、電子申請分納税証明書送料
合 計	39,111,600	1,136	

(2) つり銭の状況

(令和4年5月31日現在)

つり銭の有無	有	つり銭の額(円)	40,000
--------	---	----------	--------

7 財産に関する調べ

(1) 公有財産 該当なし

(2) 金券類の保有状況

ア 金券の保有状況

有 ・ 無

イ タクシーチケットの保有状況 該当なし

8 財産の貸付け及び使用許可調べ 該当なし

9 借受不動産明細調べ 該当なし

10 職員駐車場の管理状況調べ 該当なし

11 寄附物件の受納状況調べ 該当なし

12 備品の処分状況調べ 該当なし

県税事務所 個別様式

15 収入未済額調べ

(1) 県税未収金 (令和4年5月31日現在)

① 過年度分

年度区分	税目	前年度からの繰越		当該年度								翌年度繰越		備考
		過年度未収額	件数	繰越後の減額	件数	減額後調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	未収額	件数	
21 以前	不動産取得税	(0)	(0)		(0)	(0)						(0)	(0)	※徴収猶予(生前贈与) 271,150円(11件)
	計	329,210	14	58,060	3	271,150	11					271,150	11	
28	自動車税	54,800	2			54,800	2	7,000	0			47,800	2	
	計	54,800	2	0	0	54,800	2	7,000	0			47,800	2	
29	法人県民税	381,300	3			381,300	3	23,800	2			357,500	1	
	法人事業税	4,534,674	3			4,534,674	3	26,582	1			4,508,092	2	
	自動車税	49,120	3			49,120	3					49,120	3	
	個人事業税	138,100	2			138,100	2			138,100	2	0	0	
	計	5,103,194	11	0	0	5,103,194	11	50,382	3	138,100	2	4,914,712	6	
30	法人県民税	111,200	5			111,200	5			21,700	2	89,500	3	
	法人事業税	107,700	2			107,700	2			107,700	2	0	0	
	自動車税	107,700	2			107,700	2					107,700	2	
	計	326,600	9	0	0	326,600	9	0	0	129,400	4	197,200	5	
31	法人県民税	169,975	7			169,975	7	4,500	0			165,475	7	
	個人事業税	108,300	2			108,300	2					108,300	2	
	不動産取得税	(1,657,203)	(1)			(1,657,203)	(1)	(3,900)	(0)			(1,653,303)	(1)	※徴収猶予(生前贈与) 82,100円(4件)
		1,739,303	5	0	0	1,739,303	5	3,900	0	0	0	1,735,403	5	
	自動車税	343,700	5	38,200	0	305,500	5	98,100	2			207,400	3	
計	2,361,278	19	38,200	0	2,323,078	19	106,500	2	0	0	2,216,578	17		
2	法人県民税	(90,123)	(3)	(5,300)	(0)	(84,823)	(3)	(11,323)	(1)			(73,500)	(2)	
		416,123	17	5,300	0	410,823	17	337,323	15	0	0	73,500	2	
	法人事業税	(0)	(0)			(0)	(0)	(0)	(0)			(23,007)	(1)	コロナ特例猶予R3.11.30期 限切 23,007円(1件)
		852,300	4	0	0	852,300	4	829,293	3	0	0	23,007	1	
	個人事業税	(1,260,600)	(10)			(1,260,600)	(10)	(775,600)	(7)			(485,000)	(3)	
		1,307,900	11	0	0	1,307,900	11	822,900	8	0	0	485,000	3	
	不動産取得税	(108,750)	(2)			(108,750)	(2)	(108,750)	(2)			(0)	(0)	※徴収猶予(生前贈与) 338,400円(26件)
	447,150	28	0	0	447,150	28	108,750	2	0	0	338,400	26		
自動車税種別割	(584,800)	(12)			(584,800)	(12)	(360,200)	(7)			(224,600)	(5)		
	642,500	13	0	0	642,500	13	417,900	8	0	0	224,600	5		
計	3,665,973	73	5,300	0	3,660,673	73	2,516,166	36	0	0	1,144,507	37		
個人県民税		26,613,414				26,613,414		13,481,096		1,556,129		11,576,189		
合計	個人県民税	26,613,414		0		26,613,414		13,481,096		1,556,129		11,576,189		
	法人県民税	(752,598)	(18)	(5,300)	(0)	(747,298)	(18)	(39,623)	(3)	(21,700)	(2)	(685,975)	(13)	
		1,078,598	32	5,300	0	1,073,298	32	365,623	17	21,700	2	685,975	13	
	法人事業税	(4,642,374)	(5)	(0)	(0)	(4,642,374)	(5)	(26,582)	(1)	(107,700)	(2)	(4,531,099)	(3)	コロナ特例猶予R3.11.30期 限切 23,007円(1件)
		5,494,674	9	0	0	5,494,674	9	855,875	4	107,700	2	4,531,099	3	
	不動産取得税	(1,765,953)	(3)	(0)	(0)	(1,765,953)	(3)	(112,650)	(2)	(0)	(0)	(1,653,303)	(1)	※徴収猶予 691,650円(41件)
		2,515,663	47	58,060	3	2,457,603	44	112,650	2	0	0	2,344,953	42	
	自動車税	555,320	12	38,200	0	517,120	12	105,100	2	0	0	412,020	10	
自動車税種別割	(584,800)	(12)	(0)	(0)	(584,800)	(12)	(360,200)	(7)	(0)	(0)	(224,600)	(5)		
	642,500	13	0	0	642,500	13	417,900	8	0	0	224,600	5		
個人事業税	(1,507,000)	(14)	(0)	(0)	(1,507,000)	(14)	(775,600)	(7)	(138,100)	(2)	(593,300)	(5)		
	1,554,300	15	0	0	1,554,300	15	822,900	8	138,100	2	593,300	5		
計	38,454,469	128	101,560	3	38,352,909	125	16,161,144	41	1,823,629	6	20,368,136	78		
29	地方法人特別税	1,977,226	3			1,977,226	3	21,318	1			1,955,908	2	

30	地方法人特別税	46,600	2			46,600	2			46,600	2	0	0
2	特別法人事業税	(0)	(0)			(0)	(0)	(0)	(0)			(8,493)	(1)
		351,900	4	0	0	351,900	4	343,407	3	0	0	8,493	1
	特別税計	2,375,726	9	0	0	2,375,726	9	364,725	4	46,600	2	1,964,401	3

注) 件数の合計は個人県民税分を除く。

②現年度分

(令和4年5月31日現在)

税目	調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	差引		備考
							未収額	件数	
個人県民税	2,495,252,490		2,479,750,665		155,691		15,346,134		
法人県民税	137,967,100	2,462	137,656,000	2,450	66,500	3	244,600	9	
法人事業税	1,267,191,200	1,121	1,266,169,467	1,116	0	0	1,021,733	5	
個人事業税	84,944,500	1,265	84,944,500	1,265	0	0	0	0	
不動産取得税	100,817,000	1,074	100,768,700	1,072	0	0	48,300	2	
自動車税	46,600	4	46,600	4	0	0	0	0	
自動車税(種別割)	1,158,566,200	34,203	1,157,894,800	34,184	0	0	671,400	19	
鉱区税	734,000	21	734,000	21	0	0	0	0	
狩猟税	485,600	75	485,600	75	0	0	0	0	
産業廃棄物 処分場税	11,092,117	31	11,092,117	31	0	0	0	0	
合計	5,257,096,807	40,256	5,239,542,449	40,218	222,191	3	17,332,167	35	
地方法人特別税	460,438,300	1,107	459,999,733	1,104	0	0	438,567	3	

(2) - 1 税外収入未済額(県税関係) (令和4年5月31日現在)

① 過年度分

区分 税目	年度	過少申告加算金		不申告加算金		重加算金		計		備考
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
法人事業税	26		円	1	42,598			1	42,598	
	29			1	2,653			1	2,653	
	30					2	1,827,136	2	1,827,136	
法人事業税計				2	45,251	2	1,827,136	4	1,872,387	
地方法人特別税	26			1	34,502			1	34,502	
	29			1	2,147			1	2,147	
	30					2	789,264	2	789,264	
地方法人特別税計				2	36,649	2	789,264	4	825,913	
合計		0	0	4	81,900	4	2,616,400	8	2,698,300	

② 現年度分

区分 税目	年度	過少申告加算金		不申告加算金		重加算金		計		備考
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
法人事業税	3		円	2	9,705	4	353,451	6	363,156	
特別法人事業税	3			2	4,195	4	151,949	6	156,144	
合計		0	0	4	13,900	8	505,400	12	519,300	

(2) - 2 税外収入未済額(県税関係以外) (令和4年5月31日現在)

該当なし

16 未収金回収促進のための取り組み状況

(1) 県税関係

取組の状況	取組効果
<p>総括</p> <p>① 滞納整理事務の執行に当たっては、早期に納税折衝等を開始することとし、滞納者の実態を把握しながら、適切な納税指導を行っている。</p> <p>また、納税意思が希薄である滞納者については、地方税法等関係法令の規定に基づき、厳正な滞納処分を実施した</p> <p>また、個人情報の漏洩が県民の税務行政に対する信頼を失わせ、円滑な調査事務ひいては税収確保に大きな支障となることから、個人情報保護強調月間を設け漏洩防止に努めた。</p> <p>(自動車税における取り組み)</p> <p>ア 差押予告状を発付した滞納者について、早期に市町での職業調査を実施し、勤務先・年収等から納税資力・財産の把握に努めることにより、効果的な滞納整理事務につなげた。</p> <p>イ 平成28年度から送付を省略していた「給与照会予告」の送付を行い、自主納税を強く勧奨した。</p> <p>② 県税徴収事務合理化要綱に規定している「滞納整理の8段階方式」について、滞納者の実態や税目に応じて催告を省略して効率的な滞納整理を図るとともに、滞納者の実情に応じた催告文書（債権調査調査、家宅搜索予告等）を適時に送付することにより滞納者に自主納税を強く勧奨した</p> <p>③ 大口滞納者等の徴収困難事案については、個別に進捗状況を把握した上でヒアリングにより徴収方針を練り直す等、所内・課内協議を適宜行いながら的確な税収確保策を講じた。</p> <p>④ 平成29年度から分納を希望する滞納者には、分納誓約書を提出させる前に収入支出の現状を聴取し、分納の可否については厳格な審査に基づいて判断するとことを、全ての滞納者に対して継続して実施している。これにより分納が特例的な扱いであることを認識させるとともに、誓約どおりに納付計画を履行する必要があること、本来は税金は期限内納付すべきものであることについての意識の醸成に努めた。</p> <p>⑤ 倒産等の突発的な緊急事案発生時には担当を超えた体制で機動的に対応し、迅速、的確な債権確保に努めた。</p>	<p>○徴収率</p> <p>99.2% (前年度99.2%)</p> <p>○督促状発付件数（自動車税）</p> <p>R2 : 1,719件</p> <p>R3 : 2,197件(対前年+478件)</p> <p>○差押予告発付件数（自動車税・7月）</p> <p>R2 : 666件</p> <p>R3 : 785件(対前年+119件)</p> <p>※令和2年度は新型コロナウイルス給付金を原資として納税された方が多かったため、督促状発付件数が減少した。令和3年度は、その反動増によるものと推測される。</p>

取組の状況	取組効果
<p>⑥ 財産がない等、滞納処分をすることができない事案について、適正に滞納処分の執行停止を行い、債権管理の適正化を図った。</p> <p>⑦ 担当内で徴収基礎のミニ研修（30分程度）を開催し、職員の資質向上を図った。 （9月に2回、10月に2回、11月に1回開催）</p> <p>【月間目標設定による取り組み】</p> <p>⑧ 個人情報保護強調月間（5月） 個人情報の漏洩は県民の税務行政に対する信頼を失わせ、税収確保に大きな支障となることから、納税通知書の発付時期である5月を個人情報保護強調月間として、漏洩防止に取り組んだ。以降も年間を通じて個人情報の漏洩防止に取り組む、信頼確保に努めた。</p> <p>⑨ 自主納税促進強調期間（11月） 納税の恣憑を行う際に口座振替利用を勧奨する等、自主納税の意識高揚を図った。</p>	

(2) 税外収入関係

取り組み対象の未収金 〔科目（目・節）〕	債権管理事務 取扱要領の 作成の有無	取組状況	取組効果
延滞金・加算金	有 (H29.3.22付 税務課長通知 「税外未収金 (加算金・延 滞金・滞納処 分費)の確保 対策につい て」)	<p>① 本税納付時に税外金を完納させることを強く指導。</p> <p>② 分割納付を認める場合も、延滞金を含めた分納計画を立てさせ、納付誓約書にその旨を記載させた。特に高額滞納者の場合は、厳重にその履行を監視した。</p> <p>③ 延滞金確定と同時に納付書を送付するとともに、納付のない場合は催告状を送付（年2回）し、納付を強く促した。</p>	<p>○ 財源の確保や公平性の確保の観点から、延滞金等を含めた計画的な納付と履行監視により、税外未収金の発生を抑制した。</p> <p>○ 催告状の発送等により納税意識が向上した。</p>

17 不納欠損処分調べ

<県税>

(令和4年5月31日現在)

調定年度	科目 〔税目又は〕 目、節	滞納者	納付期限	債権消滅 の起算日	不納欠損 処分年月日	不納欠損額	不納欠損処分を行った理由
H30	法人県民税	① ①	H30. 9. 14	H31. 3. 23	R4. 3. 31	円 9,200	「停止後3年経過」 執行停止日：H31. 3. 22 根拠法令：地方税法第15条の7第1項第1号 停止理由：滞納処分をすることができない
			H30. 9. 14	H31. 3. 23	R4. 3. 31	12,500	
R3	法人県民税	② ③ ③	R3. 8. 2	R3. 11. 1	R4. 5. 26	35,000	「即時消滅」 消滅理由：事業再開の見込みなし 滞納処分をすることができる財産がない
			R3. 8. 31	R4. 5. 2	R4. 5. 30	21,000	
			R4. 3. 24	R4. 4. 18	R4. 5. 30	10,500	
法人県民税 計		5 件				88,200	
H30	法人事業税	① ①	H30. 9. 14	H31. 3. 23	R4. 3. 31	141,400	「停止後3年経過」 執行停止日：H31. 3. 22 根拠法令：地方税法第15条の7第1項第1号 停止理由：滞納処分をすることができない
			H30. 9. 14	H31. 3. 23	R4. 3. 31	12,900	
法人事業税 計		2 件				154,300	
H29	個人事業税	④ ④	H29. 8. 31	R3. 5. 25	R3. 9. 13	69,100	「停止後3年経過」 執行停止日：H30. 5. 24 根拠法令：地方税法第15条の7第1項第1号 停止理由：滞納処分をすることができない
			H29. 11. 30	R3. 5. 25	R3. 9. 13	69,000	
個人事業税 計		2 件				138,100	
合 計		9 件				380,600	

<税外>

調定年度	科目 〔税目又は〕 目、節	滞納者	納付期限	債権消滅 の起算日	不納欠損 処分年月日	不納欠損額	不納欠損処分を行った理由
H30	加算金	① ① ① ①	H30. 9. 14	H31. 3. 23	R4. 3. 31	円 34,412	「停止後3年経過」 執行停止日：H31. 3. 22 根拠法令：地方税法第15条の7第1項第1号 停止理由：滞納処分をすることができない
			H30. 9. 14	H31. 3. 23	R4. 3. 31	21,660	
			H30. 9. 14	H31. 3. 23	R4. 3. 31	14,888	
			H30. 9. 14	H31. 3. 23	R4. 3. 31	9,340	
H19	延滞金	⑤	H19. 5. 31	H26. 10. 28	R4. 3. 31	19,900	「時効消滅」 督促状発付日：H19. 6. 20
H20	延滞金	⑤ ⑤	H20. 6. 2	H28. 12. 21	R4. 3. 31	42,500	「時効消滅」 督促状発付日：H20. 6. 20 督促状発付日：H20. 6. 20
			H20. 6. 2	H27. 2. 26	R4. 3. 31	24,800	
H21	延滞金	⑤	H21. 6. 1	H26. 9. 27	R4. 3. 31	2,200	「時効消滅」 督促状発付日：H21. 6. 19
H22	延滞金	⑥ ⑥	H22. 5. 31	H27. 10. 31	R4. 3. 31	17,000	「時効消滅」 督促状発付日：H22. 6. 18 督促状発付日：H22. 6. 18
			H22. 5. 31	H28. 11. 26	R4. 3. 31	33,700	

H23	延滞金	⑥ ⑥ ⑦	H23. 5. 31 H23. 5. 31 H23. 5. 31	H28. 3. 1 H29. 1. 11 H27. 7. 1	R4. 3. 31 R4. 3. 31 R4. 3. 31	15, 300 17, 400 16, 500	「時効消滅」 督促状発付日：H23. 6. 20 督促状発付日：H23. 6. 20 督促状発付日：H23. 6. 20
H25	延滞金	⑧ ⑨	H25. 7. 1 H25. 5. 31	H27. 7. 1 H28. 8. 9	R4. 3. 31 R4. 3. 31	7, 500 12, 200	「時効消滅」 督促状発付日：H25. 7. 19 督促状発付日：H25. 6. 20
H26	延滞金	⑩	H26. 6. 2	H28. 5. 10	R4. 3. 31	7, 300	「時効消滅」 督促状発付日：H26. 6. 20
合計		16 件				296, 600	

17-2 延滞金の処理

税目	未納延滞金件数	金額		延滞金未納発生状況		減免・減額		欠損処理金額		延滞金取納状況		未納延滞金件数	金額	備考
		(A)	(R3,3,31)	(B)	前年度調査作成基準日～今年度調査作成基準日	(C)	(D)	((A)+(B)-(C)-(D)-(E))	(E)	前年度調査作成基準日～今年度調査作成基準日	今年度調査作成基準日			
法人県民税	6	723,400	円	28	286,400	円	0	0	0	19	219,800	15	790,000	
法人事業税	6	867,180	円	48	1,352,478	円	0	0	0	45	1,820,741	9	398,917	
個人事業税	0	0	円	14	86,500	円	0	0	0	12	77,400	2	9,100	
不動産取得税	6	139,900	円	5	14,400	円	0	0	0	5	12,600	6	141,700	
産業廃棄物処分場税	0	0	円	2	7,300	円	0	0	0	2	7,300	0	0	
特別地方消費税	0	0	円	0	0	円	0	0	0	0	0	0	0	
自動車税	30	332,900	円	197	371,200	円	0	216,300	187	329,400	28	158,400		
地方法人特別税	4	40,820	円	47	826,822	円	0	0	42	655,959	9	211,683		
合計	52	2,104,200	円	341	2,945,100	円	0	216,300	312	3,123,200	69	1,709,800		

○ 意見、要望等

(1) 業務に関する意見・要望等

特になし

(2) 監査委員事務局に対する要望等

特になし